

地域子ども・子育て支援事業について

時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性のある子どもについて、通常の利用日・利用時間以外において、保育所等において保育を実施する事業です。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

妊婦健康診査

妊婦が医療機関等で受診した健康診査について、所定の金額を公費負担する事業です。

養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

家庭における安定した養育ができるよう、養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）※

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

子育て世代包括支援センター（福祉課内）を拠点に子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。

放課後児童健全育成事業

保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室や認定こども園等で適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所（園）、幼稚園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言、子育て支援に関する情報提供、養育についての相談等を行うことにより、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）※

乳幼児や小学生等の児童を有する子育ての保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

病児・病後児保育事業※

入院が必要でなく、重度でない病気の子どもについて、病院・保育所等に付設された専用スペース等又は児童の家庭において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

※子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業については、現在、本市においては実施していませんが、今後、子育て家庭のニーズを的確に把握し、当該ニーズに応じて事業の実施について検討します。

計画の進行管理

本計画は、PDCA サイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。

また、計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には計画の見直しを行います。

進行管理に当たっては、匝瑳市子ども・子育て会議において、意見を聴くものとします。

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施に当たっては、行政と関係機関とのネットワークを構築するとともに、匝瑳市子育て支援対策委員会における総合調整を図りながら、推進していきます。また、国、県、関係機関とも連携を図っていきます。

第2次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

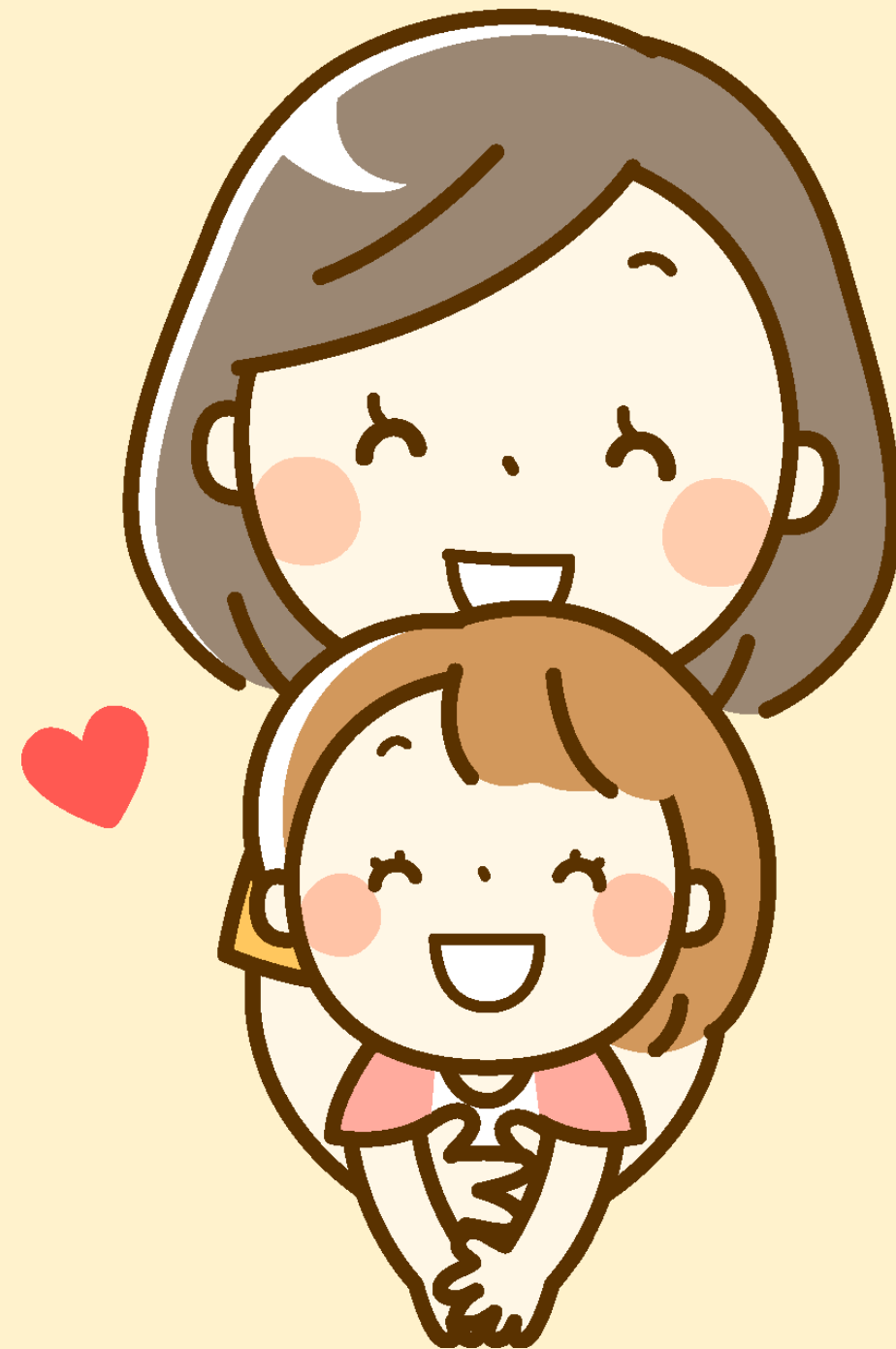
令和2年3月 匝瑳市福祉課

〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場八 793 番地 2 電話 0479-73-0096

第2次

匝瑳市子ども・子育て支援事業計画

概要版



令和2年（2020年）3月

匝瑳市

計 画 の 概 要

計画策定にあたって

本市では、平成26年度(2014年度)に「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育所等の教育・保育サービス、就学前の子どもの一時預かりやつどいの広場等の地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ等の様々な子育て支援事業の提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下等様々な課題があり、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や「子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿確保が国全体で進められている状況となっています。今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革等、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、子育てをする当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、本市の子どもとその保護者が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

そこで、本市においては、第1次の「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況を検証し、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取組を計画的に推進していくため、「第2次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、全ての18歳未満の子どもたちと子育て家庭を対象に、本市が令和2年(2020年)4月から進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものです。

また、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「匝瑳市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付け、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本方針に即して、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間とします。



2号認定		(保育所(園)及び認定こども園等利用希望)				
対象	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上、保育認定 「保育を必要とする事由」に該当し、保育所(園)等での保育を希望する場合 利用先は、保育所(園)、認定こども園 					
	実施時期					
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
量の見込み	579人	507人	497人	476人	462人	
確保方策	570人	570人	570人	570人	570人	
計画期間中の確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度においては不足がありますが、他のサービスでは充足しており、既存保育所(園)・認定こども園でニーズ量を確保できる見込みとなっています。 本市において待機児童は生じていませんが、今後も待機児童が生じることがないように努めます。 					

3号認定						
対象	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳未満、保育認定 「保育の必要な事由」に該当し、保育所(園)等での保育を希望する場合 利用先は、保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業 					
	実施時期					
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
量の見込み	267人	253人	253人	252人	255人	
確保方策	350人	350人	350人	350人	350人	
計画期間中の確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> 既存保育所(園)・認定こども園でニーズ量を確保できる見込みになっています。 本市において待機児童は生じていませんが、今後も待機児童が生じることがないように努めます。 					

教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育提供区域を定め、当該区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

本市では、地域的な特性を考慮しながら、市内全域を一つの区域とすることで効果的な提供が可能になると考えます。また、3つの区分の認定に応じて施設等(幼稚園、保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業)の利用先を決定します。

1号認定					
対象	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上、教育標準時間設定 幼稚園等での教育を希望する場合 利用先は、幼稚園、認定こども園 				
	実施時期				
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	93人	88人	81人	78人	76人
確保方策	225人	225人	225人	225人	225人
計画期間中の確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> 既存幼稚園・認定こども園の利用定員でニーズ量を確保できる見込みとなっています。 本市において待機児童は生じていませんが、今後も待機児童が生じることがないように努めます。 				

2号認定 (認定こども園等利用希望)					
対象	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上、保育認定 「保育を必要とする事由」に該当し、幼稚園等での保育を希望する場合 利用先は、幼稚園、認定こども園 				
	実施時期				
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	22人	21人	19人	18人	18人
確保方策	45人	45人	45人	45人	45人
計画期間中の確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> 教育ニーズがあり、かつ、保育が必要な3歳～5歳児については、認定こども園でニーズ量を確保できる見込みとなっています。 本市において待機児童は生じていませんが、今後も待機児童が生じることがないように努めます。 				

計画の基本的な考え方

基本理念

本市では様々な子育ての課題に取り組むべく、平成26年度(2014年度)に第1次の「匠瑤市・子ども子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育サービスの充実を図るだけでなく、「匠瑤市で子育てをしてみたい」と思える環境づくりに努めています。

しかしながら、核家族化や就業する女性の増加、地域連携の希薄化等により社会全体で子どもを支えていくことがまだまだ難しい状況にあります。行政だけでなく、保護者をはじめとする地域に住む全ての人々が、子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの立場で支え合い、見守っていくことが今まで以上に必要です。

このことから、本計画では、第1次計画の基本理念を継承し、更なる取組を推進していきます。

**子ども一人ひとりの輝きを慈しみ
育てる喜びと楽しみが
実感できるまちづくり**

基本目標

本計画の基本理念を実現するためには、様々な関係分野が相互に連携し、全ての子どもとその保護者を取り巻く環境や地域社会を含めた取組が求められます。

そこで次の3つの基本目標を設定し、これらを柱として総合的に施策を推進します。

- (1) 子育てをみんなで支えるまちづくり
- (2) 子どもを健やかに育む保護者を支えるまちづくり
- (3) 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり



基本目標 1

子育てをみんなで支えるまちづくり

ライフスタイルの変化や女性の社会進出の増加によって多様な子育て家庭が増え、子育てへの不安や負担も多種多様化しており、不安や負担を軽減するための環境整備が必要となっています。

さらに、地域社会のつながりが希薄化したことで、子育ての責任が個々の家庭にのしかかり、子育てが大きな負担となっています。広く全ての子どもと家庭への支援を行うとい

う観点から、子育て支援や教育・保育サービスの充実を図るとともに、小児医療の充実や障害児の支援等、子育て支援体制の充実を図ります。

また、全ての保護者が「ひとりで子育てをしているのではない」と実感できるよう、地域や関係機関・団体等、社会全体で子育て家庭を見守り、支援していくことで、子どもを地域全体の宝として支えていく取組を推進します。

(1) 子育て家庭への支援

- 1) 子育て支援サービスの充実
- 2) 保育等サービスの充実
- 3) 小児医療の充実
- 4) 障害のある子どもへの支援

(2) 子育てを地域で支える意識・体制づくり

- 1) 地域ぐるみの子育て支援意識の醸成
- 2) 地域における子育て支援のネットワークづくり
- 3) 地域資源活用による子育て支援

基本目標 2

子どもを健やかに育む保護者を支えるまちづくり

子どもを生み育てたいと思う人の安全な妊娠・出産の支援や子どもが心身ともに健やかに育つための環境づくりを進める上で、母子を取り巻く保健、医療の様々な問題への対応が集約される母子保健は、広く生涯を通じた健康の保持増進を進めるための基盤となる重要な分野です。

健やかな妊娠・出産を支援するとともに、安心して子育てができるよう乳幼児健診等の場を活用した保護者への

相談指導の充実や子どもの健康づくり等、保護者と子どもの健康の確保、推進を図ります。

また、保護者が安心して子育てをするためにも、自身が安定した生活を営むことが必要です。多様な働き方を認識し、仕事と子育てが両立できる環境の整備に努めるとともに、経済的負担を軽減する取組を推進します。

(1) 保護者と子どもの健康の確保、増進

- 1) 安全な妊娠と出産の支援
- 2) 子どもの健やかな成長と発達への支援
- 3) 「食育」の推進
- 4) 思春期の心と体の健康づくり

(2) 仕事と子育てが両立できる環境の整備

- 1) 仕事と子育ての両立支援の推進、多様な働き方の実現
- 2) 経済的負担の軽減
- 3) ひとり親家庭の自立支援の推進

基本目標 3

子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり

子育てをしている保護者が子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを育てるには、子どもにとって良好で安全な地域環境が基盤として求められます。

子育てに適した良好な居住環境の確保に努めるほか、子ども等が安全で安心して通行できる道路交通環境の整備、公共施設等における子育てバリアフリー化を推進します。

また、近年では子どもが犯罪に巻き込まれる事件や児童虐待も多発していることから、子どもを犯罪等の被害から守るための活動や、子どもを交通事故から守るための交通安

全教育を推進し、子どもも保護者も安全で安心できる環境づくりを推進します。



(1) 子育てを支援する生活環境の整備

- 1) 良質な居住環境の確保
- 2) 安心して外出できる環境の整備

(2) 安全対策の推進

- 1) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進
- 2) 子どもを交通事故や災害から守る活動の推進
- 3) 児童虐待の防止策の充実

(3) 子どもが健やかに育つための環境づくり

- 1) 子どもの権利を守るまちづくり
- 2) 次代を担う人づくり
- 3) 生きる力を育む環境の整備
- 4) 家庭や地域の教育力の向上